

総行行第227号
国不入企第13号
令和2年9月3日

各都道府県入札契約担当部局長
各都道府県庁舎整備担当部局長
各都道府県財政担当部局長
各都道府県市区町村担当部局長
各都道府県会計管理者
各指定都市入札契約担当局長
各指定都市庁舎整備担当局長
各指定都市財政担当局長
各指定都市会計管理者

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

地方公共団体における土木部局以外の部局による
平準化の取組及び部局間連携の推進について(通知)

公共工事の施工の時期の平準化(以下「平準化」という。)については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号。以下「要請通知」という。)において、債務負担行為の活用等、平準化の取組について具体的な取組の実施を各地方公共団体に対して要請するとともに、地方公共団体における取組の取りまとめ・「見える化」の公表や、事例の紹介等、累次の取組を講じてきたところです。

これにより、地方公共団体における平準化の取組は一定の進展が見られるところですが、先般の「見える化」の公表において、債務負担行為の設定状況等の平準化の取組には遅れも見られるところであり、地方公共団体へのヒアリング等において、その要因・課題の一つとして、地方公共団体の土木部局以外の部局による取組を推進する必要性が挙げられたところです。

今般、地方公共団体の土木部局以外の部局による取組や、地方公共団体の庁内にお

ける部局横断的な取組を推進すべきことを関係省庁からも各都道府県関係発注担当部局に対して周知徹底すべき旨を別添のとおり関係省庁主管担当課長あてに通知していますので、お知らせします。

入札契約担当部局におかれましては、要請通知において財政担当部局と発注担当部局との連携を求めていること、別添通知を受けて関係省庁から各都道府県関係部局への周知がなされることを踏まえて、その総括の下に、財政担当部局及び庁舎整備担当部局等の各発注担当部局との十分な連携を図り、施工時期の平準化に係る貴都道府県の庁内全体の取組が一層進展するよう、適切に対応願います。

また、庁舎整備担当部局におかれましては、庁舎整備関係の公共工事に係る平準化の促進について、要請通知の趣旨を踏まえ、入札契約担当部局、財政担当部局及び土木部局など他部局とも緊密に連携の上、適切に対応するようお願いいたします。

更に、要請通知において、財政担当部局と各発注担当部局が連携し、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の具体的な取組を進めることを要請しているところですので、令和3年度予算編成において積極的な検討をお願いします。なお、財政担当部局に対しては、令和3年度予算編成における債務負担行為の限度額の設定等の平準化に係る予算措置の状況等についてフォローアップを実施することとしていますので、留意するようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対し、各市区町村の庁内関係部局間で連携を図りながら上記の平準化の取組を更に推進していただくことを周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。